

第 10 次室蘭市交通安全計画（素案）の要旨

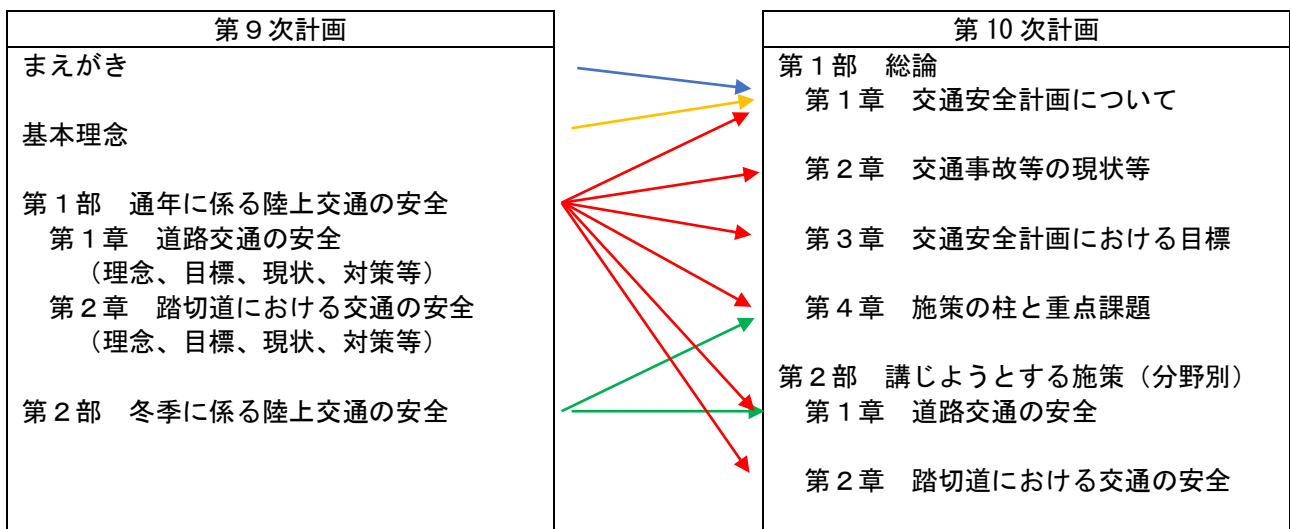
1 作成の基本的な考え方

本市の交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条により、北海道の交通安全計画に基づき、作成するよう努めるとなっていることから、素案は、北海道の第 10 次交通安全計画に基づき、本市の現状と異なる項目を適宜に省略した上で、本市の現状を踏まえた独自の施策などを追加して記載する。

2 より分かりやすい構成

計画の位置付けや推進の考え方などについては、北海道の交通安全計画の構成が変更されたことから、本市においても同様の構成とし、第 1 部の総論として整理し、道路、踏切の分野別に講じようとする施策については第 2 部として、大きく 2 部構成とする。

また、第 9 次計画では、第 2 部が「冬季に係る陸上交通の安全」となっていたが、第 10 次計画ではこれらの内容を「総論」と「講じようとする施策」に分け、それぞれ該当する項目に記載する。



3 重点課題の記載（素案 7 頁）

関係機関・団体における課題の共有と、市民に向けた分かりやすい情報発信のため、室蘭市の情勢等を踏まえ特に留意すべき事項について、「重点課題」とし、問題点や施策の考え方を記載する。

4 施策の柱の記載（素案 10 頁）

上記で記載した重点課題を踏まえ、施策の柱を規定する。

5 本市独自施策の内容（素案 21 頁）

室蘭市内において飲酒運転により、平 28 年 1 月に若者 3 人が亡くなる重大交通死亡事故が発生したことを踏まえ、飲酒運転根絶に対する強化等を本市独自施策として計画に記載する。

6 計画に係る付属資料の掲載（計画決定後に掲載）

- ・ 対策会議委員名簿、検討経過
- ・ 計画素案に対する室蘭市交通安全推進協議会（民間団体）の意見の概要
- ・ 所管機関担当部署一覧

7 講じようとする施策の新たな記載内容

項目	素案頁	新たな記載内容	備考
第1章 道路交通の安全 1 道路交通環境の整備	11	・ 道路交通環境の整備について機能分化を進め、暮らしの道の安全の推進に取り組み、並びに人優先の道路環境整備を図っていくこと。	国や北海道の計画を反映
(1) 生活道路等における人優先の安全・安全な歩行空間の整備 イ 通学路等における交通安全の確保	12	・ 通学路における定期的な合同点検の実施等実施し、通学路の安全の推進や、道路交通実態に応じた必要な対策、道路等の整備や拡充等の対策を図っていくこと。	国や北海道の計画を反映
(3) 歩行者空間のバリアフリー化	13	・ バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備。	国や北海道の計画を反映
2 交通安全思想の普及徹底	18	・ 交通安全教育の理念、また交通安全教育指針等を活用、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育等の啓発指導の実施。	国や北海道の計画を反映
	18	・ 飲酒運転の根絶に関する条例に規定された小中高生に対する飲酒運転に関する教育や指導の実施。	北海道の計画を反映 (道条例 27.12 施行)
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 キ 外国人に対する交通安全教育の推進	20	・ 外国人に対する交通安全教育を推進や訪日外国人に対する関係機関・団体と連携し、広報啓発活動の実施。	国や北海道の計画を反映
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ウ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	21	・ 飲酒運転の根絶に関する条例に規定された事業者の責務等について、自主的な取組の働きかけや、指導・助言	北海道の計画を反映 (道条例 27.12 施行)
	21	・ 室蘭市独自の取組として、市民や事業者等に普及啓発及び飲食店組合や大型宴会場等への協力要請活動、総決起集会の開催、さらに室蘭市内の各種イベント等において主催者への協力依頼並びに会場での啓発活動、また、自動車学校、事業所、学校等と連携し、若年層への啓発活動の強化を図っていくこと。	室蘭市独自の計画

項目	素案頁	新たな記載内容	備考
キ 自転車の安全利用の推進	22	・スマートフォン、イヤホン等を使用しながらの乗車の危険性、損害賠償責任保険等への加入加速化、自転車運転者講習制度による危険な違反行為を繰り返す者への教育。	国や北海道の計画を反映
コ 危険ドラッグ対策の推進	22	・危険ドラッグに関する啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。	国や北海道の計画を反映
シ その他の普及啓発活動の推進	23	・季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。	国や北海道の計画を反映
3 安全運転の確保 （1）運転者教育等の充実 ウ アルコール健康障害を有する者等への対応	24	・「飲酒運転の根絶に関する条例」に規定されたアルコール健康障害を有する者やその家族等に対する相談支援等	北海道の計画を反映 （道条例 27.12 施行）
オ 高齢運転者対策の充実 （エ）高齢者支援施策の推進	25	・高齢者が運転免許を返納しやすい環境の整備として、持続可能な地域公共交通網の形成	国や北海道の計画を反映
5 道路交通秩序の維持 （2）交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ア 陰運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	27	・交通事故事件等の初動捜査の段階から、自動車運転死傷処罰法による危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底。	国や北海道の計画を反映